

## 東日本大震災に関する緊急決議

3月11日に東北地方太平洋沖で発生した巨大地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0もの規模で大津波を引き起こし、沿岸部を中心に多くの死傷者や行方不明者を出した。住宅など貴重な財産を奪い、鉄道、道路など交通網を寸断し、電気・ガス・水道、通信等のライフライン施設など、東北地方を中心に東日本の広範囲に甚大な被害をもたらした。

二ヶ月を過ぎた被災地においては、今も懸命な救援・救助活動が続けられているが、いまだに被害の全容は判明せず、災害復旧の長期化は避けられない状況となっている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質の放出事故により、原子力緊急事態宣言が発せられ、避難指示や県外への集団避難も行われ、また、新たな警戒区域の設定に伴い、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の指定がされ、多くの住民が不安を抱えたまま、厳しい避難生活を余儀なくされている。さらには農畜水産物の出荷制限、土壌や水の汚染もあり、一日も早く住民の安全・安心を確保しなければならない、誠に憂慮すべき事態となっている。

このように今回の災害は、大地震・大津波による広域的な自然災害と原子力災害が加わった大規模広域複合災害であり、現行の災害対策法制的想定をはるかに超えており、国が全力を挙げて取り組むべき国家的危機となっている。

行方不明者の捜索をはじめ、ライフライン等の生活産業基盤の早期復旧・復興、被災者の生活再建、農林水産業・中小企業等の再建に対する支援、災害廃棄物の処理等、災害復旧・復興のための特別法の制定を急ぐ必要がある。

国においては、被災自治体の声を十分に聞き、被災地の復旧・復興に向けて、最大限の努力を傾注するとともに、国民の安全・安心を守るため原子力発電所の安全と信頼の確保、速やかな情報の提供等、実情を直視した迅速かつ万全な措置を講じられるほか、避難者の受入れを行っている自治体は、引き続き全力で責務を果たしていきたいと考えているところであり、財政支援等万全の対策を講じられるよう下記のとおり要望する。

## 1 被災自治体に対する国による全面的な財政支援について

被災自治体に対して、地域の実情に応じて適時適切な復旧・復興対策を臨機応変に講じることができるよう、これらに要する経費に包括的に充てることができる特別の交付金を創設すること。

また、普通交付税・特別交付税を早急かつ重点的に配分するとともに、増大する財政需要に対応した別枠での地方交付税総額の増額を図ること。

## 2 被災者支援情報の共有化について

避難者の実情を踏まえた役に立つ実効性のある支援策を国・県・避難者受入れ自治体が講じるためにも、それぞれの団体に検討している被災者支援策の検討状況や避難者の他自治体への移動情報等を「共有する場」、「意見交換する場」（プラットフォーム）を設置すること。

## 3 被災地への流通に関することについて

(1) 原材料供給の停滞による国内生産性の低下を避け、一日も早い復興を図るため、被災地への原材料等の供給に加え、国内の生産拠点に対して公平に原材料を分配・供給していくためのスキームを立ち上げ、速やかに実行すること。

(2) 道路網の整備について

新潟県から福島県へ通じる磐越自動車道や国道49号線及び東北方面へ通じる国道113号線は、物資や人的輸送に大きな役割を果たしている。

しかしながら、磐越自動車道の片側一車線をはじめ片側交互通行などの障害箇所もあることから、早期に整備すること。

(3) 港湾整備について

震災によって太平洋側港湾が大きな被害を受けたことから、代替機能及び災害廃棄物の処理等を確保する見地から、日本海側港湾の整備を促進すること。

## 4 避難者支援を行う自治体に対する国の全面的な財政支援等について

(1) 福祉分野について

① 福祉サービスについて

ア 精神障害者、要援護高齢者等は、単独での生活が困難であることから、グループホームへの入所等が可能となるような福祉サービスに配慮すること。

イ 保育所での受入について、多動児などの手がかかる園児の受入については、人的配置が必要であることから、これにかかる支援措置を講じること。

② 医療に係る支援について

ア 健診をはじめ予防接種、各種ワクチン接種等の取扱いが自治体によって異なることから、統一した対応となるよう支援措置を明示すること。

イ 避難所の近隣に精神科医院がない場合には、定期的な巡回診療の措置を講じる等、避難者の医療に係る総合的な支援措置を講じること。

③ 特別な配慮について

ア 国民健康保険の資格取得、喪失届を避難先の自治体で届出事務が行えるよう特別な措置を検討すること。

イ 生活費がない避難者が緊急的な支援を求めている場合には、義捐金の配分や災害救助法に定める支援などにより早期に対応すること。

(2) 教育分野について

① 児童・生徒への配慮について

ア 児童生徒への通学、学用品及び給食費等の支援についての基準を示すこと。また、避難の長期化に伴う教材費、給食費、部活動費等への継続的な支援措置を講じること。

イ 公立、私立幼稚園の授業料減免による費用負担の増額に伴う支援措置について配慮すること。

② 教員等の配置について

ア 時間の経過により心のケアを必要とする児童等が増えると予想されることから、カウンセラーの派遣について支援すること。

イ 児童生徒の「臨時的受入れ」については、学級編成に課題が生じていることから、学区外や区域外就学と同様の取扱いとすること。また、加配教員配置についても配慮すること。

(3) 避難生活分野について

① 避難者への配慮について

- ア 一次避難所閉鎖後の二次避難所への移転にあたっては、避難者の公平性の確保や情報共有体制の確保を図ること。
- イ 避難者が自宅へ帰宅する場合の移動手段の確保を図ること。
- ウ 国指定の避難区域外からの自主避難者についての扱いを示すこと。
- エ 単身避難者に不幸があり、身寄り等の情報がない場合の取扱を示すこと。
- オ 公営住宅の入居を希望する避難者が、電化製品や寝具の準備ができず入居をためらっている状況にあることから、自治体に対し、統一した基準を示すこと。
- カ 民間賃貸住宅転居者への財政支援を講じること。
- キ 避難者が義捐金の受領に遅れや漏れなどの不利益が生じることがないように適切な方針等を示すこと。

## ② その他

- ア 避難者受入れ自治体の社会福祉協議会が設置する避難者支援のボランティアセンターについては、その運営に要する費用負担について財政支援すること。
- イ 外国人避難者の一時帰国にあたって、一時待機場所の確保等に要した経費負担についても財政支援すること。

## (4) 就労・就学等の分野について

### ① 雇用対策について

- ア 生活資金の問題などから、就労を望む方が増えていることから、ハローワークにおいて優先的に就労先を紹介できるようにすること。また、避難生活の長期化に対する雇用対策を講じること。
- イ 雇用調整助成金要件を緩和すること。
  - ・教育訓練（事業所内訓練）の受給額を改正前（6千円）にすること。
  - ・震災に係わる支給限度日数を別枠で確保すること。
  - ・震災に伴う特例要件を緩和し、災害救助法適用地域だけでなく、県全体へ拡大すること。
- ウ 避難先での就農希望者の雇用環境について検討すること。

### ② 就学等について

避難児童・生徒の就学においては、保護者との避難生活に起因す

る問題等を含めた一体的な支援策を講じる必要があることから、早期に総合的な支援方針等を示すこと。

③ 企業に対する支援について

ア 被災企業への売掛債権の回収遅延により資金繰りが悪化した企業を救済するため、被災地企業と同等の支援措置を講じるとともに、資金繰り悪化に対処するための新たな支援制度の検討及び自治体独自の制度融資を実施する場合における財政的支援を講じること。

イ 輸出用工業製品等に海外から放射能測定結果の添付を求められている場合には、国や県において安全性を保証する証明書の発行や検査拠点の確保対策を講じること。

④ 税制等の取扱いについて

ア 地域指定された地方税の納期延長等の取扱いが各自治体の判断に委ねられていることから、国においては早急に地方税法の取扱いについて必要な見解を示すこと。

イ 旅館やホテル等の二次避難所に係る入湯税減免による市税の減収分の補てん措置について配慮すること。

(5) 災害救助法上の取扱いについて

避難の中・長期化の中で、緊急対応として法を超えた支援も求められていることから、次の事項について配慮すること。

① 雇用促進住宅等への入居については、7月までは、災害救助法を適用し避難所扱いとされているが、7月以降についても支援措置を継続すること。

② 災害救助法等による直接支弁経費と特別交付税で措置される経費について明示すること。

③ 避難長期化が見込まれる中、公営住宅等の備品については、災害救助法上のリース料が適用となっているが、購入費用の適用とすること。

④ 避難者に係る汽船運賃を市と企業が負担しているが、長期化が予想されることから、災害救助法上の支援費として財源を確保するこ

と。

- ⑤ 避難者の日常的な移動や通学に係る費用については、災害救助法上の適用とすること。
- ⑥ 避難者のペットの保護経費も災害救助法の適用とし、保健所等で預かれるような措置を講じること。
- ⑦ 毎日の食事の質が精神的ストレスにも繋がる可能性があることから、食費にかかる災害救助費を特別基準とするなど柔軟に対応すること。

(6) その他支援等について

- ① 受入れ自治体職員の時間外勤務手当については、受入れ自治体に財政負担が生じないよう措置すること。
- ② 福島県以外の避難者に対する交付金措置の財源が担保されていないことから、福島県と同様に措置すること。
- ③ 災害発生当初より被災地への人的支援をはじめ物的支援等に係る経費について、これら所要額全額が措置されるよう適切な財政措置を講じること。

以上 決議する。

平成23年5月19日

第158回北信越市長会総会